

# 令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災者を対象とした被災者法律相談援助の在り方に 関する意見交換会（院内学習会）

大規模災害が発生した場合であっても、現在の法制度（総合法律支援法第30条第1項第4号）では、発災から1年しか、資力を問わない法テラスの無料法律相談（被災者法律相談援助）を受けられません。ただし、過去の例（熊本地震、西日本豪雨災害等）をみても、1年間で法律相談需要は終わらず、弁護士等の専門家による助言や紛争解決のための支援が、継続的に必要となります。そのためには、①総合法律支援法の改正、又は、②（東日本大震災と同様の）特例法制定が必要です。

そこで、この度、令和6年能登半島地震・豪雨災害を始め、全国の被災地で活動している弁護士を招き、被災者法律相談援助の在り方に関する院内学習会を開催いたします。ぜひ御参加ください。

**日 時** 2025年5月21日（水）12時～13時

\*開場 11時45分（予定）～

**場 所** 衆議院第二議員会館 第3会議室 及び  
Zoomウェビナーによるウェブ配信

**申込方法** 事前申込制、先着順 申込締切：5月15日（木）

※申込方法は、裏面を御覧ください

**プログラム**

- ・国会議員の皆様からのメッセージ
- ・日弁連の取組状況に関する報告
- ・被災地における相談活動の報告

※「被災者法律相談援助」や、補助金を利用した「訪問型派遣支援相談」についても報告予定です。  
※また、令和6年能登半島地震災害・豪雨災害のほか、過去の大規模災害（熊本地震、西日本豪雨災害）についても報告予定です。

申込方法

事前申込制、先着順。申込締切：5月15日（木）

令和6年能登半島地震・豪雨災害の被災者を対象とした被災者法律相談援助の在り方等に関する意見交換会（院内学習会）

2025年5月21日（水） 12時～13時開催

※定員に達した場合や、開催方法に変更が生じた場合など、日弁連ウェブサイトで随時お知らせしますので御確認ください。

国会議員の皆様

本紙に御記入の上、FAXで日弁連事務局までお送りください。

※チラシ右下の二次元コードからも、お申し込みいただけます。

\* いずれかに○をお付けください。

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 会場へのお越しでの御出席 | <input type="checkbox"/> 会場へのお越しでの代理による御出席 |
| <input type="checkbox"/> オンラインでの御出席   | <input type="checkbox"/> オンラインでの代理による御出席   |
| <input type="checkbox"/> 御欠席          |  |

ご所属政党

ご芳名

メールアドレス（オンラインでの御出席の場合はメールアドレスをお知らせください。Zoom ウェビナー接続情報等をお知らせします。）

ご所属議院 衆 · 参

ご連絡先（電話） — — —

本意見交換会に関するメッセージ等があれば御記入ください。意見交換会中の場で御紹介させていただきます。（欄が足りない場合、お手数ではございますが別紙を追加しお送りいただければ幸いです。）

一般・報道関係者・/会員の方

右記二次元コードからお申込みください。

オンライン参加御希望の方には、申込締切後、開催日前日の夕方までにZoom ウェビナー接続情報等をお知らせいたします。



御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本意見交換会の運営のために利用します。

日本弁護士連合会 主催 お問合せ先：日本弁護士連合会人権第二課 (TEL 03-3580-9836)